

ブロック塀等撤去及び新設助成について

1 背景及び目的

大阪北部地震を震源とする地震の教訓を受けて、将来的な地震等により倒れたブロック塀による人的被害のほか、道路をふさぎ、避難や救助・消防活動を妨げることも懸念されている。災害に強い安全なまちづくり推進の一環として、平成30年10月から開始したブロック塀等撤去工事助成により、道路に面した危険性のあるブロック塀等の解消に努めている。

しかしながら、危険性のあるブロック塀等は多く残されており、引き続きブロック塀等対策を推進していく必要があるため、現行のブロック塀等撤去工事助成を継続し、さらに新設工事助成を追加していくことで、区内の道路に面した危険性のある撤去や改修を促進する。

2 助成制度（現行・令和2年度）の概要

令和2年4月からブロック塀等撤去工事及び新設工事に要する費用の一部を助成する。

（1）助成対象者

- 区内において、ブロック塀等を所有及び管理する者で、一定基準のブロック等の撤去を行う者。（個人・一定の法人が対象。）

（2）対象物

- 区内に存するブロック塀等のうち、高さ1.2m以上、道路に面するもの及び区で危険であると確認したもの。
- ブロック塀等の設置の状況及び危険性を勘案して、特に必要があると認められたブロック塀等。

(3) 助成金額等

【現行助成制度の概要】

	現行
助成	撤去
助成内容	・ 撤去するブロック塀等の1㎡あたり4万円 ・ 上限額30万円（角地は45万円）



【令和2年度の助成制度の概要】

	令和2年度
助成	1. 撤去 2. 新設 3. 撤去及び国産木塀の新設の加算
助成内容	1. 撤去 ・ ブロック塀等撤去の表面積で算出し、1㎡あたり上限額3万円 ・ 上限額30万円（角地は45万円） 2. 新設 ・ ブロック塀等撤去に伴う新設するフェンス等の長さで算出し、1mあたり2万円 ・ 上限額30万円（角地も同額） 3. 撤去及び国産木塀の新設の加算 ・ ブロック塀等撤去及び国産木塀の新設に要した費用が延長1mあたり8万円超えるとき、当該費用（延長1mあたり上限額19.6万円）から8万円を減じて得た額を、延長25mを限度として、助成金に加算

※ 国産木塀の新設の加算の条件

防災都市づくり推進計画（東京都）に定める「整備地域」においては、幅員6m以上の道路に面している場合等。

※ 実際に要した工事費を超えないものとする。